

## 別紙 3

### ○登録防火設備検査員講習の受講資格に係る新規告示

登録防火設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 二 短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く）を修めて卒業した後、防火設備に関して三年以上の実務の経験を有する者
- 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して四年以上の実務の経験を有する者
- 四 高等学校又は中等教育学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して七年以上の実務の経験を有する者
- 五 防火設備に関して十一年以上の実務の経験を有する者
- 六 建築行政（防火設備に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 七 火災予防業務に関して消防吏員として五年以上の実務経験を有する者
- 八 感知器に関して消防法施行規則第三十一条の六第六項に規定する消防設備点検資格者として五年以上の実務経験を有する者
- 九 感知器に関して消防法第十七条の六第一項に規定する甲種消防設備士又は乙種消防設備士として五年以上の実務経験
- 十 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者